

社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(令和8年6月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

基本診療料																			
	未届出	通信機器	明細	外安全1	外感染1	外感染2	時間外	休日	深夜	乳	乳時間外	乳休日	乳深夜	特1	特2	特3	特連	特地	地歯
初診料…272	245	237		+12	+12	+14	+85	+250	+480	+40	+125	+290	+620				+150	+100	
再診料…59	45	51	+1	+2	+2	+4	+65	+190	+420	+10	+75	+200	+530	+175	+250	+500			+100
医療DX関係	電子的歯科診療情報連携体制整備加算 初診時 1(電子処方箋あり)…+9 再診時(月1回、明細書発行体制等加算との併算不可)…+2 2(電子処方箋なし)…+4																		
医学管理	《※印は算定に文書による情報提供が必要な場合を表す》																		
	歯科疾患管理料…90 文書提供加算…+10 フッ化物洗口指導加算(4歳以上16歳未満)…+40 総合医療管理加算…+50 長期管理加算(口管強)…+120(口管強以外)…+100 特別管理加算…+80 小児口腔機能管理料*(18歳未満の児童が対象、月1回) 小機能1…90 小機能2…50 口腔機能管理料*(50歳以上の口腔機能低下を来している者、月1回)口機能1…90 口機能2…50 【小機能、口機能共通事項】 口管強…+50 通信機器利用時:管理料1…78 管理料2…44 歯科衛生実地指導料1(15分以上の指導、月1回)…80 歯科衛生実地指導料2(月1回又は月2回の合計で15分以上の指導)…100 口腔機能実地指導料*(月1回)…46 歯周病患者画像活用指導料 1 口腔内画像…50 2 顕微鏡画像…50 周術期等口腔機能管理計画策定料1*…300 周術期等口腔機能管理計画策定料2*…150 周術期等口腔機能管理料(I)* 手術前(1回限り)…280 手術後(3月以内、計3回)…190 周術期等口腔機能管理料(II)* 手術前(1回限り)…500 手術後(3月以内、月2回)…300 周術期等口腔機能管理料(III)* (月1回)…200 周術期等口腔機能管理料(IV)* (周計の算定月から3月以内は月2回)…200 長期管理加算(周Ⅲ、Ⅳ共通)(周計の算定から6月を超えて管理を実施)…+50 回復期等口腔機能管理計画策定料1*…300 回復期等口腔機能管理計画策定料2*…150 回復期等口腔機能管理料*(月1回)…200																		
	新製有床義歯管理料*(1装置につき) 1 局部義歯…140 2 総義歯…140 根面う蝕管理料(月1回)…30 エナメル質初期う蝕管理料(月1回)…30 【根C管、Ce管共通事項】口管強…+48 診療情報提供料(I)*…250 歯科診療が困難な者又は歯科訪問診療料算定患者を、 以下に紹介した場合の加算…+100 歯科診療特別対応連携施設、地域歯科診療支援病院、 医科保険医療機関、指定居宅介護支援事業者 歯科診療特別対応連携施設又は地域歯科診療支援病院が 歯科診療実施保険医療機関に紹介した場合の加算…+100 診療情報提供料(II)*…500 連携強化診療情報提供料*…150 歯科特定疾患療養管理料(月2回)…170 通信機器利用時…148 共同療養指導計画加算*(1回限り)…+100 歯科治療時医療管理料(1日につき)…45 退院時共同指導料1 歯援診1・2及び歯援病…900 上記以外…500 特別管理指導加算…+200 歯科遠隔連携診療料(3月に1回)…500 診療情報等連携共有料1(3月に1回)…120 診療情報等連携共有料2*(3月に1回)…120 薬剤情報提供料*(月1回、処方内容変更時はその都度)…4 患者の要望で手帳に記載した場合…+3																		
	歯科訪問診療料(1日につき)(初・再診料を含む)																		
	歯科訪問診療における特掲診療料の加算																		
	同一建物に居住する患者数																		
	訪問診療のみ算定																		
	訪問診療+特別対応加算																		
	※初診料注1の未届出医療機関は<>の点数で算定する。 ※歯科訪問診療料注7の施設基準に該当しない医療機関は<>の点数を算定。(令和9年6月より適用)																		
	在宅医療	歯科訪問診療料への加算																	
		在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 0~9歯…400 10~19歯…500 20歯以上…600 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料…600 【(小児)在宅患者訪問口腔リハ共通事項】 口管強…+75 歯援診1…+145 歯援診2…+80 歯援病…+145 (小児)在宅歯科医療連携加算1(歯科医師からの情報提供)…+100 (小児)在宅歯科医療連携加算2(医師等からの情報提供)…+100 在宅歯科医療情報連携加算(月1回)…+100																	
		通信画像情報活用加算…+30 訪問歯科衛生指導料(20分以上、月4回まで) 1人…380 2人以上9人以下…330 左記以外…260 複数名加算(患者又は家族の同意)…+150 歯科疾患在宅療養管理料 歯援診1…340 歯援診2…230 歯援病…340 左記以外…200 文書提供加算…+10 在宅総合医療管理加算…+50 在宅歯科医療連携加算1(他の歯科医師からの情報提供)…+100 在宅歯科医療連携加算2(医師等からの情報提供)…+100 在宅歯科医療情報連携加算(月1回)…+100																	
		在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 1(他の医療機関)2(介護施設)3(障害児入所施設等)4(在宅)…各100 在宅患者歯科治療時医療管理料(1日につき)…45 在宅患者連携指導料(月1回)…900 在宅患者緊急時等カンファレンス料(月2回)…200 フッ化物歯面塗布処置(1口腔につき) 在宅等療養患者(う蝕多発傾向者)…110(165) 在宅等療養患者専門的口腔衛生処置(月1回)…130(195) 非経口摂取患者口腔粘膜処置(月2回)…110(165)																	
		在宅患者訪問診療1~5																	
		在宅患者訪問診療1のみ																	
在宅患者訪問診療補助加算																			
在宅患者訪問診療1~5																			
在宅患者訪問診療1のみ																			
在宅患者訪問診療1~5																			
在宅患者訪問診療1のみ																			

社会保険歯科診療報酬点数早見表(2)

(令和8年6月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

検査	歯周病検査 (1口腔単位) (1月以内の検査2回目以降は50/100の算定)	1~9歯	10~19歯	20歯以上	電氣的根管長測定検査 (EMR) (1根管目) …… 30 2根管目から1根管につき ……+15 細菌簡易培養検査 (S培) (1歯1回につき) …… 60 顎運動関連検査 (1装置につき) ……380 { 下顎運動路描記法 (MMG), ゴシックアーチ描記法 (GoA) } の場合 { パントグラフ描記法 (Ptg), チェックバイト検査 (ChB) }	有床義歯咀嚼機能検査1 (1回につき) 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合 …… 560 咀嚼能力測定のみを行う場合 ……140 有床義歯咀嚼機能検査2 (1回につき) 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合 …… 550 咬合圧測定のみを行う場合 ……130 口腔粘膜湿度検査 (3月に1回) ……130 精密触覚機能検査 (月1回) …… 460 小児口唇閉鎖力検査 (3月に1回) …… 100 睡眠時歯科筋電図検査 (一連につき) …… 580														
	歯周基本検査 (原則、乳歯は歯数に含めない) 歯周精密検査 (原則、乳歯は歯数に含めない) 混合歯列期歯周病検査 口腔細菌定量検査1(月2回)…130 2回目以降(1月以内)…65 口腔細菌定量検査2 (3月に1回)…65 歯周病部分的再評価検査 (歯周外科手術後1歯1回に限り)…15 歯冠補綴時色調採得検査…10	50 100 80 (プラークの付着状況及びプロービング時の出血の有無)	110 220	200 400	咀嚼能力検査1…140 (3月に1回、 咬合圧検査1…130 (口腔機能低下を来している患者) 咀嚼能力検査2…140 (顎変形症手術前1回、 咬合圧検査2…130 (手術後6月に1回) 舌圧検査 (3月に1回) ……140															
画像診断	単純撮影 (アナログ)	計	フィルム代	診断料	撮影料	単純撮影 (デジタル)	計	電子画像管理加算	診断料	撮影料	パノラマ断層撮影	計	フィルム代	電子画像管理加算	診断料	撮影料	時間外緊急院内画像診断加算 (1日につき) (時間外 休日 深夜) +110 ※6歳未満の乳幼児に対する撮影を行った場合は、材料価格に1.1を乗じて10円で除した点数			
	標準型 小児 咬合型/咬翼型	48 48 58/59	2.9 3.1 2.7/4.0	20 20 20	25 25 35	標準型 小児 咬合型/咬翼型	58 58 68	+10 +10 +10	20 20 20	28 28 38	パノラマ断層撮影 アナログ デジタル	315 317 402	10 12 -	- - +95	125 125 125	180 180 182				
投薬注射	処方料 6種以下…42 7種以上…29 (3歳未満 +3)	処方箋 6種以下…60 7種以上…32 (3歳未満 +3)	一般名処方加算1…+8	一般名処方加算2…+6																
	調剤料 1回の処方につき内服・浸煎・屯服…11 外用…8	注射 静脈内…37 皮内・皮下・筋肉内…25																		
リハビリ	歯科口腔リハビリテーション料1 1 有床義歯の場合 (月1回) ……114 2 舌接触補助床の場合 (月4回) ……194 3 小児保険装置の場合 (月1回) ……180 4 その他の場合 (月4回) ……189	歯科口腔リハビリテーション料2 (顎関節症を有する患者、月1回、施設基準) 1 口腔内装置を装着している場合 ……54 2 1以外の場合 ……70 歯科口腔リハビリテーション料3 (月2回) 1 口腔機能発達不全患者 ……50 2 口腔機能低下患者 ……50	摂食機能療法 (1日につき) 30分以上 ……185 ・治療開始から3月以内、1日単位で算定 ・治療開始から4月以上、月4回に限り 30分未満 ……130 ・脳卒中発症から14日以内、1日単位で算定																	
処置	単純処置 (1歯1回につき) …… 18 (27) 咬合調整 { 1~9歯 …… 40 (60) 10歯以上 …… 60 (90) 残根削合 (1歯1回につき) …… 18 (27) 歯髄保護処置 (1歯につき) { 歯髄温存療法 ……200 (300) 直 PCap ……154 (231) 間 PCap …… 38 (57) 象牙質レジンコーティング (1歯につき)… 46 (69) 早期充填処置 (シーラント) (乳歯又は幼若永久歯) (1歯につき、歯面清掃、前処理、材料料を含む) { 複合レジン系 ……146 (213) ガラスイオノマー系 { 標準型…141 (208) 自動練和型…142 (209) 除去 (1歯につき) { 簡単 …… 20 (30) 困難 …… 48 (72) 著しく困難 …… 80 (120) 根管内容物除去 (1歯につき) ……150 (225) 手術用顕微鏡加算 ……+400 (+600) 歯の破折片除去 (麻酔の費用は別算定) …… 30 (45) 有床義歯床下粘膜調整処置 (1顎1回につき) ……110 (165) う蝕薬物塗布処置 { 3歯まで …… 46 (69) 4歯以上 …… 56 (84) 知覚過敏処置 (1口腔1回につき) { 3歯まで… 46 (69) 4歯以上… 56 (84) 生活歯髄切断 (1歯につき) …… 233 (350) 歯根完成期以前及び乳歯 ……+42 (+63) 口腔粘膜処置 (1口腔につき) …… 30 (45) (レーザー照射による処置を行った場合) 後出血処置 ……530 (795) 6歳未満 ……560 (840) (後出血処置は麻酔に使用した薬剤料を別途算定) 口腔内外科後処置 (1口腔1回につき)… 22 (33) 口腔外外科後処置 (1回につき) …… 22 (33) 口腔バイオフィルム除去処置 (1口腔につき)…110 (165)	フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき) う蝕多発傾向者 (16歳未満, 3月に1回) … 110 (165) 初期の根面う蝕 (65歳以上, 3月に1回) … 80 (120) エナメル質初期う蝕 (3月に1回) …… 100 (150) 歯周基本治療 (浸麻の費用を含む) スクレーピング(SC) { 1/2顎につき 1/2顎を増すごと 初回時 72 (108) +38 (+57) (1/2顎単位) 2回目以降 36 (54) +19 (+29) SRP { 前歯 小白歯 大白歯 初回時 60 (90) 64 (96) 72 (108) (1歯につき) 2回目以降 30 (45) 32 (48) 36 (54) 歯周病継続支援治療 (SPT) { 1~9歯 …… 170 (255) 10~19歯 …… 200 (300) 20歯以上 …… 350 (525) (歯周外科手術後等の治療間隔の短縮が必要な場合は月1回可) (口腔強を算定する歯科診療所において治療を開始した場合は月1回可) 口腔管理体強化加算 (口腔強) (月1回) ……+120 (+180) 重症化予防連携強化加算 ……+100 (+150) 周術期等専門的口腔衛生処置 (1口腔につき) 周術期等専門的口腔衛生処置1 ……100 (150) (周I, 周IIの患者に衛生士が実施, 術前・術後1回限り) (周III, 周IVの患者に衛生士が実施, 月2回限り) 周術期等専門的口腔衛生処置2 ……110 (165) (歯科医師又は衛生士が実施, 口腔粘膜に対する処置を行い、口腔粘膜保護材を使用した場合、1回に限り) 回復期等専門的口腔衛生処置 ……100 (150) (入院中の患者に衛生士が実施、月2回限り) 機械的歯面清掃処置 (1口腔につき) …… 72 (108) (歯科医師又は衛生士が実施、2月に1回に限り) 歯周病処置 (P処) (1口腔1回につき) …… 14 (21)	暫間固定 (固定源となる歯は歯数に含めない) 簡単なもの …… 200 (300) 困難なもの …… 500 (750) 線副子 (1顎につき) …… 680 (1020) 口腔内装置1 顎関節治療用装置 …… 1530 (1545) 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 1650 (1725) 口腔内装置2 顎関節治療用装置 …… 830 (845) 歯周治療用装置 (床義歯形態) …… 830 (845) 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 950 (1025) 口腔内装置3 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 800 (875) 気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した 口腔内装置 …… 680 (695) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 (1装置につき) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1 … 3300 (3450) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2 … 2300 (2450) 舌接触補助床 (1装置につき) { 新たに製作した場合 ……2620 (2680) 旧義歯を用いた場合 ……1120 (1180) 口腔内装置調整1 ……120 (180) 口腔内装置調整2 ……120 (180) 口腔内装置調整3 ……220 (330) 口腔内装置修理 ……234 (351) 術後即時顎補綴装置 (1顎につき) …… 2800 (2950) 注) 線副子, 口腔内装置, 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置, 舌接触補助床, 術後即時顎補綴装置の点数は装着料を含む。印象採得料, 装着材料は別算定。																	
	抜髄 (1歯につき)	感染根管処置 (1歯につき)	根管粘薬処置 (1歯1回につき)	根管充填 (1歯につき)	加圧根管充填処置 (1歯につき) (補管届出医療機関のみ) エックス線による確認															
単根 234 (304)	単根 160 (208)	単根 33 (50)	単根 72 (108)	単根 150 (225)																
2根 426 (554)	2根 310 (403)	2根 41 (62)	2根 94 (141)	2根 180 (270)																
3根以上 600 (900)	3根以上 450 (675)	3根以上 57 (86)	3根以上 122 (183)	3根以上 230 (345)																

(不許複製・禁転載)

社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(令和8年6月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

		《麻酔に使用した薬剤料は別途算定》										
手 術	拔牙手術 (1歯につき)	乳歯	130 (195)	口腔内消炎手術	智歯周囲炎の歯肉弁切除等	120 (156)	口腔内軟組織異物(人工物)除去術	簡単なもの	30 (45)	歯周外科手術	歯周ポケット搔爬術	80 (120)
		前歯	160 (240)		歯肉膿瘍等	180 (234)		困難なもの			新付着手術	160 (240)
		白歯	270 (405)		骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等	230 (345)		浅在性のもの	680 (1020)		歯肉切除手術	320 (480)
		難拔牙加算	+230 (+345)		顎炎又は顎骨骨髓炎等			深在性のもの	1290 (1935)		歯肉剝離搔爬手術	630 (945)
		(前歯、白歯のみ、歯根肥大・骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術)			1/2顎未満	750 (1125)		歯肉、歯槽部腫瘍手術(エプーリスを含む)			歯周組織再生誘導手術(GTR術)(材料料は別算定)	
		埋伏歯	1080 (1620)		1/2顎以上	2600 (3900)		軟組織に局限するもの	600 (900)		1次手術(誘導膜の固定)	840 (1260)
		(骨性の完全埋伏歯又は水平埋伏歯に限る)			全顎	5700 (8550)		硬組織に及ぶもの	1300 (1950)		FOp及びGTR1次手術時歯根面レーザー	
		下顎智歯(骨性・水平埋伏)	+230 (+345)		口腔外消炎手術(骨膜下・皮下膿瘍、蜂窩織炎等)			顎関節脱臼非観血的整復術			応用加算	+60 (+90)
		歯根分割搔爬術	260 (390)		2cm未満のもの	180 (270)		(片側)	800 (1200)		2次手術(非吸収性膜の除去)	380 (570)
		ヘミセクション(分割拔牙)	470 (705)		2cm以上5cm未満のもの	300 (450)		歯槽骨骨折非観血的整復術			歯肉歯槽粘膜形成手術	
	拔牙窩再搔爬手術	130 (195)		5cm以上のもの	750 (1125)		1~2歯	680 (1020)		歯肉弁根尖側移動術	770 (1155)	
	歯槽骨整形手術	110 (165)		歯根嚢胞摘出手術			3歯以上	1300 (1950)		歯肉弁歯冠側移動術	770 (1155)	
	骨腫除去手術			歯冠大	800 (1200)		創傷処理(口腔内縫合術)			歯肉弁側方移動術	770 (1155)	
	腐骨除去手術			拇指頭大	1350 (2025)		長径5cm未満(小深)	1400 (2100)		遊離歯肉移植術		
	歯槽部に局限するもの	600 (900)		鶏卵大	2040 (3060)		5cm以上10cm未満(中深)	1880 (2820)		(手術野ごと)	770 (1155)	
	顎骨(片側の1/2未満)	1560 (2340)		歯根端切除手術(1歯につき)(歯根端閉鎖の費用を含む)			5cm未満(小浅)	530 (795)		SPT開始後の歯周外科手術は50/100で算定		
	顎骨(片側の1/2以上)	4100 (6150)		歯科CT、手術用顕微鏡を使用	2000 (3000)		5cm以上10cm未満(中浅)	950 (1425)		(歯周治療以外の傷病名で実施した歯肉歯槽粘膜形成手術は所定点数で算定可)		
				上記以外	1350 (2025)					頬、口唇、舌小帯形成術	630 (945)	
				注) 歯根端切除と歯根嚢胞摘出を同時に行った場合の従たる手術は50/100算定。								
麻酔	伝達麻酔	42 (63)		浸潤麻酔	30 (45)		吸入鎮静法	30分まで	70 (105)	静脈内鎮静法	600 (900)	
	(下顎孔・眼窩下孔)			(手術、120点以上の処置、特に規定する処置、歯冠形成、即時充填形成、インレー修復形成以外で算定)			30分を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに	+10 (+15)				
歯 冠	補綴時診断料 (1装置につき)	新製(ブリッジ、有床義歯)	90	支台築造(材料料を含む)			即時充填形成(充填)	128 (192)				
		新製以外	70		メタルコア	その他	インレー修復形成(修形)	120 (180)				
					大白歯	354 (445)	159 (222)					
					前・小白歯	263 (341)	147 (210)					
		歯冠形成 (1歯につき)										
修 復	金属歯冠修復											
復	印象採得料 (1個につき)											

(不許複製・禁転載)

社会保険歯科診療報酬点数早見表(4)

(令和8年6月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

ブリッジ	ブリッジ (1装置につき)		接着冠 (材料料を含む)			ポンティック (1歯につき) (材料料を含む)						
		5歯以下	6歯以上		前歯	小臼歯	大臼歯	鑄	金	パラ	小臼歯	2188
	印象採得料	282 (423)	334 (501)	金パラ	1525	1465	1917				大臼歯	2762
	咬合採得料	76 (114)	150 (225)	銀合金	452	392	426	造	その他	銀合金	大・小臼歯	542
	試適料 (前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)	歯科技工士連携加算1(咬合採得料、6歯以上) +60(+90)			レジン前装金属	金	パラ	前歯	2579	
	装着料	150 (225)	300 (450)	歯科技工士連携加算2(咬合採得料、6歯以上) +80(+120)						小臼歯	2388	
	仮着料	40 (60)	80 (120)	内面処理加算1 (高強度硬質レジンブリッジ) +110 (+165)			その他	銀合金	大臼歯	2822		
	内面処理加算2 (接着ブリッジ)(接着冠ごとに) ... {1歯...+45 (+68) 2歯...+90 (+135)}			注) ○5歯以下: 支台歯とポンティック数の合計が5歯以下の場合 6歯以上: 支台歯とポンティック数の合計が6歯以上の場合 ○接着ブリッジは、1歯欠損症例のみで、支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合。			冠及びポンティックの修理			前歯	1318	
	高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) (材料料を含む)4068			注) ○5歯以下: 支台歯とポンティック数の合計が5歯以下の場合 6歯以上: 支台歯とポンティック数の合計が6歯以上の場合 ○接着ブリッジは、1歯欠損症例のみで、支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合。			レジン前装金属冠 レジン前装金属ポンティック			小臼歯	772	
	チタンブリッジ (1装置につき、純チタン使用、材料料を含む)2961			高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき、硬質レジンによる前装)+600			レジン前装金属冠 レジン前装金属ポンティック			大臼歯	632	

クラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) (1装置につき) 《文書により情報提供を行った場合に算定》			○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。			○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。		
	歯冠補綴物	5歯以下ブリッジ	6歯以上ブリッジ	○クラウン・ブリッジ維持管理中の補綴物の脱離再装着、対象歯の充填治療については、クラウン・ブリッジ維持管理料に含まれる。(装着材料料は別算定)			○乳歯(後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く)はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。		
	100	330	440	○クラウン・ブリッジ維持管理の対象となる歯冠補綴物は、チタン冠、レジン前装チタン冠、硬質レジンジャケット冠、CAD/CAM冠である。			○6歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合、又は歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。		
	注) ○5歯以下: 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合(高強度硬質レジンブリッジ及び接着カンチレバー含む)			○ブリッジ(すべての支台をインレーとするブリッジは除く)はクラウン・ブリッジ維持管理の対象となる。			○金属アレルギー患者に対する高強度硬質レジンブリッジについては、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。(非金属歯冠修復及びCAD/CAM冠は同管理料の対象)		
	○6歯以上: 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合						○永久歯に対する既成の金属冠による歯冠修復はクラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。		
	注) 当該補綴物の装着時に算定する。								
	印象採得料 (1装置につき)			有床義歯 (装着料・材料料を含む、人工歯料は別算定)			人工歯料(有床義歯、ジャケット冠(乳歯))		
	単純印象	簡単なもの	42 (63)	《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数			部位		
	連合印象	困難なもの	72 (108)	レジン床義歯			前歯部		
	特殊印象		230 (391)	熱可塑性義歯			小・臼歯部		

有床義歯	印象採得料 (1装置につき)		有床義歯内面適合法 (硬質材料)		6月以内				
	単純印象	42 (63)	1歯~4歯	686 (716)	719 (749)	276 (457)《427》	168 (274)《244》		
	連合印象	72 (108)	5歯~8歯	830 (860)	862 (892)	328 (546)《516》	194 (318)《288》		
	特殊印象	230 (391)	9歯~11歯	1167 (1227)	1197 (1257)	490 (809)《749》	305 (495)《435》		
	特殊印象	272 (462)	12歯~14歯	1629 (1689)	1657 (1717)	692 (1152)《1092》	406 (666)《606》		
	咬合採得料 (1装置につき)	仮床試適料 (1床につき)	総義歯		総義歯		総義歯		
	少数歯欠損(1床1歯~8歯)...	少数歯欠損(1床1歯~8歯)...	283(481)	190(285)	272(408)	2740(2855)	2765(2880)	1020(1688)《1573》	625(1017)《902》
	多数歯欠損(1床9歯~14歯)...	多数歯欠損(1床9歯~14歯)...	【咬合採得料、仮床試適料共通事項】		軟質材料		シリコーン系...1596(2551)《2436》		
	総義歯	総義歯	歯科技工士連携加算1		6月以内...996(1531)《1416》		6月以内...929(1464)《1349》		
	その他(フレンジテクニックの場合)	その他(フレンジテクニックの場合)	歯科技工士連携加算2		アクリル系...1529(2484)《2369》		6月以内...929(1464)《1349》		

義歯	磁性アタッチメント (材料料を含む)		前歯・小臼歯		大臼歯		人工歯料(有床義歯、ジャケット冠(乳歯))	
	キーパー付根面板 (キーパー代を含む)	金パラ	1748	2090	部位		前歯部	
		銀合金	879	902	材料		1歯	
	磁石構造体		1237 (1467)		レジン歯		4	
					スルフォン樹脂		10	
					硬質レジン歯		10	
					床用陶歯		31	
					3DFD歯冠部用		6	

その他	鑄造鉤 (材料料を含む)		双子鉤		二腕鉤 (レスト付)		レストなし		
	コバルトクロム合金	266	266	246	246	246			
	金パラ	2122	1716	1518	1351	1271			
	14 K	3788	3130	3110	2444	1937			
	線鉤 (材料料を含む)		双子鉤		二腕鉤 (レスト付)		レストなし		
	不銹鋼・特殊鋼	232	164	139					
	14 K	1877	1434	-					
	コンビネーション鉤 (材料料を含む、線鉤は不銹鋼・特殊鋼)		大臼歯		小臼・犬歯		前歯		
	鑄造鉤	コバルト	273	273	273				
		金パラ	885	802	761				

その他	大連結子 (バー) (1個につき) (材料料を含む)		屈曲 不銹鋼・特殊鋼		298	
	鑄造		コバルトクロム合金		487	
			金パラ		3452	
	保持装置 (1個につき)				+62	
	間接支台装置 (1個につき)				111	
	有床義歯修理 (装着料を含む)		《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数		6月以内の修理	
	少数歯欠損 (1歯~8歯)		290 (435)《420》		160 (240)《225》	
	多数歯欠損 (9歯~14歯)		320 (480)《450》		190 (285)《255》	
	総義歯		375 (563)《505》		245 (368)《310》	
	歯科技工加算1 +55 (+83)《+83》		注) ○印象採得、咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。		○有床義歯の修理、床裏装の際、人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。	

その他	歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)		1初診時...21 再診時等...4 3歯科訪問診療時イ 同一建物居住者以外...66 同一建物居住者...11			
	※令和9年6月以降は、1から3までの点数の200/100で算定。		※令和8年3月31日時点で同評価料を算定していた場合。()内は令和9年6月以降の点数。			
	1初診時...31 (52) 再診時等...6 (10) 3イ...107 (173) ロ...21 (32)		歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II)			
	1イ 初診又は歯科訪問診療を実施...8 ロ 再診時等...1		※個々の診療所の状況に応じて、24段階の点数項目が設定。13~24については、令和9年6月以降から算定。			
	※令和8年3月31日時点で同評価料を算定していた場合。()内は令和9年6月以降の点数。		1イ 初診又は歯科訪問診療を実施...16 (16) ロ 再診時等...2 (2)			
	※同評価料 (II) の2~24の各段階における所定点数については、算定告示等を参照。		歯科外来物価対応料 イ 初診時...3 ロ 再診時等...1 ※令和9年6月以降は、200/100で算定。			
	歯科技工所ベースアップ支援料 (1装置につき) ...15 ※令和9年6月以降は、200/100で算定。					